

社会福祉法人扶老会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに就業を継続し、活躍できる雇用環境を整備するため現状を把握し、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日

2. 当社の課題（令和4年1月現在）

課題： 男性職員の平均勤続年数は9.2年、女性職員の平均勤続年数は8.1年と女性職員の方が短い。

3. 目標 1

- ・ 女性職員の平均勤続年数を男性職員と同様に現在の8.1年から1年以上延ばす。

取組内容と実施時期

取組 1： 有給休暇取得を推進する取組を実施する。

- 令和 4年 4月～ 部署ごと、個人ごとの前年の有給取得率をデータ化し、会議等で定期的アナウンスする。
- 令和 5年 4月～ 部署ごとに今年の有給取得率向上計画を立て、個人ごとに取得率の低い職員には記念日等の有給取得を促し、職員全体の有給取得率が上がるよう計画していく。

取組 2： 妊娠中、産前・産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険制度の周知や情報提供を引続き行う。

- 令和 4年 4月～ 処遇等の周知、育休取得促進の継続。個別面談により、育児休業前後及び育児休業中の職員に対するフォローアップの充実と円滑な職場復帰を支援する。

取組 3： 職員のストレス緩和に向けた体制の強化

- 令和 4年 4月～ 部署ごとの平均残業時間の毎月集計を継続し、全体会議にて定期的に周知確認を行う。職員の負担等を考慮し、必要であれば部署ごとの職員の役割、配置の見直しを検討する。
- 令和 4年 4月～ 相談窓口を再度周知し、職員のストレス、ハラスメント等の相談窓口機能を強化する。